

社会貢献度評価項目「障がい者雇用実績」の障害者雇用率制度変更に伴う改定について

令和6年4月より、厚生労働省の障害者雇用率制度の法定雇用率等が改められることに伴い、総合評価方式の社会貢献度評価項目「障がい者雇用実績」の要件を改定します。

1 改定内容

(1) 短時間労働者の扱い

法律により障害者雇用が義務付けされていない企業の場合、短時間労働者も条件を満たせば評価の対象（1人としてカウント）としていますが、その根拠としている障害者雇用率制度における短時間労働者算定特例対象が改められることに伴い、条件を変更します。

週所定労働時間		30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者		1	0.5	—
	重度	2	1	0.5
知的障害者		1	0.5	—
	重度	2	1	0.5
精神障害者		1	0.5	0.5

令和6年4月より追加

↓ (現行) 1人としてカウント

↓ (令和6年6月より適用) 1人としてカウント

このため、障がい者雇用実績の評価に関する内容を以下のとおり改めます

(現行)

3 企業の能力等（様式2）

(7) 障がい者雇用実績

イ 法律により障がい者雇用が義務付けられていない企業の場合

(イ) 短時間労働者（所定労働時間20時間以上30時間未満）の障がい者のみの雇用でも評価の対象とします。



(改定)

(イ) 短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満の障がい者及び週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度の身体・知的障がい者、精神障がい者）のみの雇用でも評価の対象とします。

注意) 障害者法定雇用率の引き上げ

民間企業の法定雇用率が令和6年4月より2.3%から2.5%に引き上げられます。

これにより、労基への報告義務を有する対象事業主が従業員数43.5人以上から40人以上に引き下げられますので、ご注意ください。

2 適用時期

令和6年6月1日以降公告にかかるものから適用します。

三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>)

【お問い合わせ先】 三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 059-224-2696

